

平成18年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成18年12月26日(火曜日)午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第2号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

- 1 開 会
- 2 諸般の報告
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 議案第1号から議案第2号の上程、説明
- 6 議案第1号の質疑、討論、採決
- 7 議案第2号の質疑、討論、採決
- 8 閉 会

出席議員(11名)

- 1番 白井尚夫
- 3番 寺田一彦
- 4番 三橋秀夫
- 5番 立崎金治
- 6番 伊藤高明
- 7番 小澤定明
- 8番 北村新司
- 9番 福田守
- 10番 江澤眞一
- 11番 高崎長雄
- 12番 京増幸男

欠席議員(1名)

2番 倉田 彰夫

説明のため出席した者の職氏名

組合長	長谷川 健 一
副組合長	渡 貫 博 孝
副組合長	小 坂 泰 久
会計管理者	伊 藤 はつ子
消防長	島 村 義 明
次長兼予防課長	林 田 叔 三
消防本部参事兼総務課長	原 口 貞 男
査察調査課長	荻 嶋 樹 夫
消防本部参事兼警防課長	竹 尾 要
通信指令課長	鈴 木 義 信
佐倉消防署長	落 合 謹 一
志津消防署長	小 川金右卫門
八街消防署長	大 野 道 夫
酒々井消防署長	白 鳥 直 木

議会事務局出席職員氏名

書記長	名 和 富 男
書記	斉 藤 知 久
書記	安 藤 純 一

開会及び開議の宣告（午後3時17分）

○議長（寺田一彦君） ただいまの出席議員は 11名で、議員定数の半数以上に達しております。平成18年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会します。

諸般の報告

○議長（寺田一彦君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

組合長より地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分について報告がありました。また、監査委員より地方自治法第235条の2の規定に基づく例月出納検査結果報告書の提出がありました。それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

会議録署名議員の指名

○議長（寺田一彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により、議席番号 10 番、江澤眞一君、議席番号 11 番、高崎長雄君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（寺田一彦君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号の上程、説明

○議長（寺田一彦君） 日程第 3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（寺田一彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号及び議案第 2 号の 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明

○議長（寺田一彦君） 提案理由の説明を求めます。

組合長、長谷川健一君。

（組合長 長谷川健一君登壇）

○組合長（長谷川健一君） 本日ここに、平成 18 年 12 月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。また、皆様のご支援によりまして再び組合長の職を担うこととなりました。これまで以上に消防行政の推進に努める所存でございますので、何とぞご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。それでは、ただいまから本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号は、佐倉市八街市酒々井町消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでございます。地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定いたそうとするものでございます。

議案第 2 号は、平成 18 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算

(第2号)についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3690万4000円といたそうとするものでございます。歳入では、分担金を減額し、繰越金を増額いたそうとするものでございます。歳出では、消防費で修繕料及び新採用職員の被服及び防火衣の購入費などを増額し、公債費を減額いたそうとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由のご説明を申し上げますが、細部につきましては担当から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

提案理由の細部の説明

○議長(寺田一彦君) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長兼予防課長、林田叔三君。

○次長兼予防課長(林田叔三君) 次長兼予防課長の林田叔三でございます。提案理由の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。佐倉市八街市酒々井町消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。本案は、経費の節減やより良質なサービスを提供するものと契約を締結する必要性を考慮し、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、地方自治法施行令第167条の17の規定により翌年度以降にわたり物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務に支障を及ぼすもののうち経常に使用する事務用機器等について、長期継続契約を締結できるよう条例を制定しようとするものであります。制定しようとする内容といたしましては、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定により長期継続契約を締結することができるもののうち事務用機器として電子計算機、複写機、印刷機、ファクシミリその他の機器の賃貸借契約及びこれらの機器を使用するためのプログラムの使用、保守等について長期継続契約を締結できるよう規定するものであります。なお、施行期日といたしましては、平成19年4月1日から施行いたそうとするものであります。

続いて、議案第2号をお願いいたします。平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計補正予算(第2号)について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3690万4000円といたそうとするものであります。補正の内容につきましては、4ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。まず、歳入であります。1款分担金及び負担金、1項分担金、2目長期債償還分担金は248万6000円の減額

で、これは平成17年度に整備した消防車両3台及び高規格救急自動車1台の整備に係る組合債で、借り入れ利率の確定により減額するもので、構成市町別分担金の減額は説明欄に記載してございますが、佐倉市が156万2,196円、八街市が67万4,236円、酒々井町が25万1,599円の減額であります。8款繰越金、1目繰越金の補正額は674万2,000円で、これは前年度の繰越金であります。次に、5ページからの歳出について説明いたします。3款消防費、1項消防費、1目常備消防費は674万2,000円の増額であります。11節需用費は443万2,000円増額で、内容といたしましては修繕料は消防本部庁舎の照明用電灯回路の分電盤について、大雨洪水時の雨水の浸入を防ぐため回路の改修及び3階事務室の照明用リモートコントロールの不具合により改修を行うもの、志津南出張所庁舎の非常用照明灯について、経年劣化により不点灯となっているため改修するものであります。八街消防署ホース乾燥塔に設置されたサイレンの撤去について、ホース乾燥塔の老朽が進んだことにより不用となったサイレンについて撤去し、重量の軽減を図るものであります。被服費は、平成19年度新採用予定者12名分の制服、活動服等の被服費、平成18年度新たに救助隊員12名及び救急隊員3名の活動服等の購入費及び平成19年4月1日昇任予定者の被服に係る貸与品一式の購入費であります。18節備品購入費は231万円の増額で、警防用備品購入費は平成19年度新採用予定者12名分の防火衣の購入費、傷病者固定用具は交通事故等により脊髄損傷等重症患者に対する身体固定用具について、バス事故あるいは列車事故等多数傷病者発生事案用として整備しているものを消防隊による救急支援隊に緊急配備したことにより不足が生じたため、購入するものであります。庁用備品購入費は、地方自治法の改正に伴い組合規約が改正されることにより収入役制度が廃止され、会計管理者へ、組合長が管理者へそれぞれ名称変更されることに伴い、各種公印を作成するものであります。続いて、6ページをお願いします。4款公債費、2目利子は248万6,000円の減額で、23節償還金利子及び割引料の補正額は248万6,000円の減額で、歳入でも申し上げましたが、平成17年度に整備した消防車両3台及び高規格救急自動車1台の整備に係る組合債の借り入れ利子の確定により利子償還金を減額するものであります。

以上をもちまして提案理由の細部説明を終わらせていただきます。

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(寺田一彦君) 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(寺田一彦君) 議案第2号 平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第2号)について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(寺田一彦君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成18年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(寺田一彦君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告(午後3時31分)

○議長(寺田一彦君) 以上をもちまして、平成18年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。